

令和7年(行ウ)第13号 業務委託料返還請求事件  
原告 長岡裕子 被告 いわき市長 内田広之

## 証 拠 説 明 書 ( 1 )

令和7年12月3日

福島地方裁判所第一民事部合議二係 御中

被告代理人弁護士 大谷 好信



番号	資料の名称	作成年月日	作成者	資料の内容・立証趣旨
乙第1号証	最高裁判所の判例 (最判平成一四年七月一六日民集五六卷六号一三三九頁)(写)	平成14年 7月16日	最高裁判所	本件に適用される最高裁判所の判決内容。 原告の請求が最高裁の判例に違背していること
乙第2号証	業務委託契約書(写)	令和5年 9月21日	いわき市及び(株)ふらゆもり	常磐地区交流拠点エリア形成支援業務委託の契約の詳細。
乙第3号証	支出命令書(写)	令和6年 3月29日	いわき市	常磐地区交流拠点エリア形成支援業務委託契約にもとづく支出命令。
乙第4号証	いわき市職員措置請求書(写)	令和7年 4月21日	原告	原告がいわき市監査委員会事務局へ提出を行ったいわき市職員措置請求(監査請求)の詳細。
乙第5号証	いわき市監査委員告示第3号(写)	令和7年 6月20日	いわき市監査委員	原告が行った住民監査請求に係る監査結果の詳細。 契約の締結・履行に係る財務会計上の行為について却下、支払行為について棄却したこと。
乙第6号証	いわき市財務規則(写)	昭和44年 3月31日	いわき市	法令に別段の定めがあるものを除くほか、いわき市の財務に関して必要な事項を定めたもの。